

統計用語解説

1 基幹統計調査

平成19年に改正された「統計法」により、国勢調査等の重要な統計調査については、基幹統計調査として平成21年4月以降実施されます。

改正された「統計法」においても、結果公表の原則、統計調査員制度、調査対象の申告義務、調査員をはじめとする公務員の守秘義務などを規定しています。

2 住民基本台帳人口・外国人登録人口と国勢調査人口

住民基本台帳人口は調査時点において住民基本台帳に現住者として記載されている人数、外国人登録人口は調査時点において外国人登録をしている人数で、いずれも公簿上の人口です。

一方国勢調査人口は、調査時に実際にその地に居住している人数（常住人口）ですから住民基本台帳人口・外国人登録人口とは通常異なる数値になります。

3 夜間人口と昼間人口

国勢調査による常住人口は、10月1日午前零時現在という夜間の状態で把握されるため、夜間人口と呼ばれます。

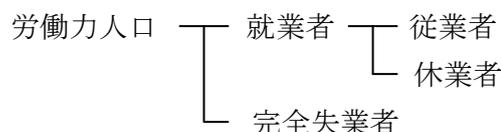
昼間人口はこの夜間人口に、通勤通学のため他地域から流入する人口を加え、同じく通勤通学のため他地域に流出する人口を差し引くことによって算出されています。

したがって、買い物、娯楽などの目的で流入する人口は含みません。

4 労働力人口

15歳以上人口のうち、調査週間中において

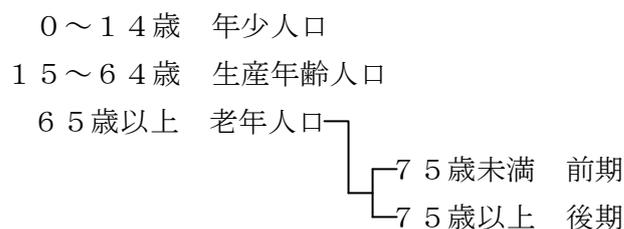
収入を伴う仕事を1時間以上した者（従業者）、休業中の就業者（休業者）、完全失業者の総体を労働力人口といいます。



5 年少人口・生産年齢人口・老年人口

通常、年齢15歳未満の人口を年少人口といい、15歳以上65歳未満の働き盛りの人口を生産年齢人口といいます。ただし、実際に働いているか否かは問いません。そして65歳以上の人口を老年人口としています。

また最近では65歳以上の人口を一律に老年人口とはせずに、前期（65～74歳）と後期（75歳以上）に区分して、別個に扱うこともあります。



6 世帯

現在国勢調査に用いられている世帯の定義は次のとおりです。

○一般世帯

住居と生計を共にする者の集まり、または一戸を構えて生活している単身者。

またそれらの世帯と住居を共にして、別に生計を維持している単身者や、会社や官公庁などの寮・寄宿舎等に居住する単身者。

○施設等の世帯

寮・寄宿舎等に居住する学生・生徒、病院等の入院者、社会施設・矯正施設の入所者、自衛隊営舎内居住者などの集まりで、施設ごと、棟ごとなどにまとめて1つの世

帯とする。

なお他の各種統計調査でも世帯の定義はだいたい共通ですが、調査によって多少異なる場合があります。

(参考)

昭和 55 年の調査までは次のような定義が用いられていました。

○普通世帯

住居と生計を共にする者の集まり、及び一戸を構えて生活している単身者。

○準世帯

普通世帯の構成員以外の人とその集まりで、次のものが含まれる。

- ・普通世帯と住居を共にして、別に生計を維持している単身者
- ・会社や官公庁などの寮・寄宿舎等に居住する単身者
- ・寮・寄宿舎等に居住する学生・生徒
- ・病院等の入院者、社会施設・矯正施設の入所者
- ・自衛隊営舎内居住者等

7 事業所

物の生産やサービスの提供などの経済活動が業として行われている個々の場所をいい、同一企業でも本社(店)、支店、工場等はそれぞれ別の事業所とみなされます。

経済センサス、商業統計、工業統計など、各種の経済統計で調査単位として用いられます。

8 産業分類

産業とは事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産または提供に係るすべての経済活動をいいます。

教育、宗教、医療、公務など非営利的活動も含まれますが、家庭内で家族が行う家事労働は含

めません。

統計を作る場合、これらの多くの産業を体系的に分類する必要がありますが、それぞれの統計で異なった分類が使用されていると大変不便です。

そのためにわが国では『日本標準産業分類』が定められています。この『日本標準産業分類』は平成 19 年 11 月に改訂されました。

この分類では、まず各産業を大分類 (A~T) に分類し、さらに中分類 (2 桁の数字)、小分類 (3 桁の数字)、細分類 (4 桁の数字) の計 4 段階に分類しています。

9 指数

ある数値 (商品の価格など) の変化を時間的、場所的に比較するために用いられる相対比で、通常、基準となる時点または地域の数値を 100 として、それに対する割合で表されます。

異なる種類の商品の価格のように、直接比較することのできない数値も、指数化することによって比較ができるようになります。

10 合計特殊出生率(期間合計特殊出生率)

女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めたもの。

(参考『統計小事典』(財)日本統計協会)